

## 種目⑥ 住宅改修費

用具の名称			
対象者	性能等	耐用年数	基準額(円)
居宅生活動作補助用具			
1 下肢、体幹又は移動機能障害 3 級以上の者 (ただし、特殊便器を設置する場合は上肢機能障害 2 級以上の者) 2 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある者	障害者(児)の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	原則世帯につき 1 回	200,000